

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「書く、を支える。」企業として、5つの社是を礎に、培われてきた伝統と技術を継承し、時代や環境の変化に対応しながら、世界中にいるお客様に最高の満足をお届けすることで、創立100年を迎えてなお持続的に成長し、企業価値を高めていくことを目指しております。この考え方の下、経営の客観性と透明性を高め、株主をはじめお客様、従業員、地域社会等の立場を踏まえたより実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の強化、充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、事業戦略上の重要性や取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、事業の継続と中長期的な企業価値向上のために政策的に必要と判断した株式については保有する方針であります。なお、当社取締役会は、保有する株式については、発行会社との取引状況や、リターンとリスクを踏まえた経済合理性など、中長期的に当社グループの経営に資するものであるかを取締役会への定期報告の中で総合的に検証し、保有する必要があると認められないと判断した場合には、当該株式の売却を検討してまいります。

また、政策保有株式に係る議決権については、発行会社の経営方針を尊重しつつ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるか否か、あるいは株主並びに投資家の皆様の中長期的な利益に繋がるものか否か等を基準に対応してまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社取締役会は、当社役員との競業取引及び利益相反取引については、「取締役会規則」に基づき取締役会の決議を経るべきことを定めております。

また、当社は、「関連当事者の開示に関する会計基準」及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を1年に1回調査・特定し、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認のうえ、開示対象となる取引がある場合は、適時・適切に開示を行うこととしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、規約型確定給付企業年金制度を実施しており、資産の管理・運用については、スチュワードシップコード受け入れを表明している信託銀行、生命保険会社との資産管理運用契約に基づいて行っております。

運営については、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状況にも影響を与えることを踏まえ、当社の財務部門、人事部門の部門長等、受益者代表として労働組合の幹部等で構成する退職金審議会を設置し、資産運用の検討及び運用コンサルタント等と連携して、信託銀行、生命保険会社の運用状況のモニタリングを行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとの観点から、当社は以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行っております。

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、創立以来、企業理念として社是を掲げており、経営戦略、経営計画は本社に則り立案、推進しております。社是は、当社ホームページに掲載しております。また、当社は3ヶ年の中期経営計画を実施しております。その概要は、有価証券報告書及び当社ホームページに掲載しております。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「I. 1 基本的な考え方」に記載しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役会による経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書の「II. 1 機関構成・組織運営等」に係る事項「取締役報酬関係一報酬の額またはその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役及び経営陣幹部として株主からの経営の委任に応え、経営に関する豊富な経験と高い見識を有し、取締役及び経営陣幹部の職務と責任を全うできる人材を候補者として選任する方針としております。

この方針に基づき、代表取締役が取締役会からの委任を受けて取締役候補者の原案を作成し、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の審議、答申を受けた後、取締役会の決議を経て株主総会にて選任いただいております。

また、経営陣幹部につきましてもこの方針に基づき、代表取締役が候補者原案を作成して取締役会に提案・審議を経て、取締役会において決定しております。

なお、経営陣幹部の解任方針については、法令、定款に違反する等の不正行為がある場合や、心身の故障により職務遂行に支障が生じその回復が見込めない場合、あるいは業績等の適切な評価を踏まえ、経営陣幹部がその機能を十分発揮していないと認められる場合などとし、選任の

場合と同様の手続きを経て解任手続きを行うこととしております。
また、監査役候補の指名については、適切な経験、能力及び必要な財務、会計、法務に関する知識を有している者を含むことを前提に、代表取締役が候補者を監査役会に推薦し、監査役会の同意を得たうえ、取締役会での内定を経て株主総会にて選任いただいております。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
当社は、CEO候補者の選解任については、選定又は解任基準を踏まえ、指名・報酬諮問委員会からの審議、答申を経た上で、取締役会の決議により決定いたします。また、取締役候補者及び監査役候補者の選任・指名の理由については、株主総会招集通知の選任議案において開示しております。

なお、解任する場合は、個々の解任理由について説明を行います。

【補充原則4-1① 取締役会の役割と責務(経営陣に対する委任範囲の明確化)と概要の開示】

当社取締役会は、取締役会による意思決定の範囲として、法令及び「定款」に定める事項のほか、「取締役会規則」に重要な意思決定の項目・決議事項を定めて運用しております。また、取締役会は業務執行の権限を執行役員に委任し、業務執行の機動性と柔軟性を高めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、実質面においても独立社外取締役となる者の独立性を担保した独立性判断基準を策定し、東京証券取引所及び当社ホームページに開示しております。また、取締役会は、当該判断基準を踏まえ、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を、独立社外取締役の候補者として選定するよう努めております。

<https://www.pilot.co.jp/company/ir/>

【補充原則4-11① 取締役会としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模等の考え方】

(1)当社の取締役会全体の能力のバランス、多様性及び規模、選任方針等に関する詳細については、本報告書「Ⅱ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおりです。

(2)取締役の選任方針に関する考え方については、本報告書「原則3-1 情報開示の充実(iv)」に記載のとおりです。

【補充原則4-11② 取締役・監査役の役割・責務と役員の兼任状況】

社外取締役・社外監査役をはじめ、当社取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に割けるよう、取締役及び監査役が他の上場会社役員を兼任する場合には、取締役会決議が必要である旨を「取締役会規則」に定めております。なお、現在の兼任状況については、招集通知(株主総会参考書類)や有価証券報告書に記載するとともに、当社ホームページに掲載しております。

<https://www.pilot.co.jp/company/ir/>

【補充原則4-11③ 取締役会全体の実効性に関する分析・評価】

当社取締役会は、経営の客観性と透明性を高めより実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の強化、充実に努めるため、各取締役の自己評価を参考に、取締役会全体の実効性についてアンケート方式による分析・評価を行っております。

その結果、2020年度に於ける取締役会の運営は、自由闊達で建設的な議論・意見交換が適切に行われており、実効性を確保しているとの評価が得られました。

なお、取締役会の更なる活性化や実効性向上に向けた課題も確認されましたので、今後も、取締役会の実効性評価を継続しながら取締役会全体の実効性向上とガバナンス体制の強化、充実に取組んでまいります。

【補充原則4-14② 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役がその役割や責務を果たすために必要となる知識については、会社の費用負担により外部のセミナーを受講することや、外部講師を招いての講演などを通じて習得させ、あるいは適切に更新させることを方針としております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、株主及び機関投資家との建設的な対話を行うことを基本方針としております。なお、株主及び機関投資家との対話については、担当執行役員を統括責任者として株主の希望を確認のうえ、ご要望に応えられる範囲内で関係部門と連携して対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,239,800	5.67
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,915,900	4.85
株式会社三菱UFJ銀行	1,718,600	4.35
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,602,000	4.06
朝日生命保険相互会社	1,134,000	2.87
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,100,400	2.78
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SHINHAN INVESTMENT	1,060,100	2.68
松竹株式会社	972,000	2.46
パイロットグループ従業員持株会	958,600	2.43
第一生命保険株式会社	900,000	2.28

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 **更新**

上記「大株主の状況」は、2020年12月31日現在のものです。

1. 上記のほか、当社保有の自己株式4,370,913株がありますが、上記大株主からは除外しております。

2. 割合(%)については、自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

3. 「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行」は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権については、株式会社みずほ銀行の指図により行使されることになっております。

なお、上記以外に「株式会社みずほ銀行」の名義で1,600株所有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中早苗(戸籍上の氏名: 菊川早苗)	弁護士											
升田晋造	他の会社の出身者											
村松昌信	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中早苗(戸籍上の氏名: 菊川早苗)	○	弁護士 田中早苗法律事務所代表 株式会社ノエビアホールディングス社外取締役 松竹株式会社社外取締役 株式会社近鉄エクスプレス社外取締役 第一生命保険株式会社社外監査役	弁護士及び事業法人の社外取締役並びに各種団体の理事等として、豊富な知識と経験並びに幅広い見識を有しており、適切な助言を受けております。加えて取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に貢献しております。また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断して、独立役員に選任いたしました。
			民間企業におけるマーケティング等の豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社社外取締役就任以来、適切な助言を受けております。加えて取締役会の監督機能の強化と透明性の確

升田晋造	○	——	保に貢献しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断して、独立役員に選任いたしました。
村松昌信	○	公認会計士 税理士 仰星税理士法人代表社員 八千代工業株式会社社外監査役	公認会計士及び税理士並びに事業会社の監査役等としての専門知識に加え、海外における国際的な会計実務の経験を活かし、その幅広い見識をもって、適切な助言を受けております。加えて取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に貢献しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断して、独立役員に選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

2019年11月22日開催の取締役会において、ガバナンス体制強化の一環として、取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」を設置することを決議し、東京証券取引所を通じて開示いたしました。

概要・目的

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの透明性及び客観性を確保し、取締役会の監督機能を強化することを目的として、取締役会の任意の諮問機関としての「指名・報酬諮問委員会」を設置することといたしました。これにより当社のガバナンス体制の一層の強化・充実を図ります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、四半期毎に1回の定期的な打ち合わせを、また必要に応じて随時の打ち合わせを行い、監査業務全般に関する情報交換を行っております。内部監査部門(内部統制室)は、定期的に必要な報告を監査役に行うとともに、監査役及び会計監査人と必要に応じて情報交換や意見交換を行い、監査の実効性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

	会社との関係(※)
--	-----------

氏名	属性	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
板澤幸雄	弁護士													
神山敏蔵	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
板澤幸雄	○	弁護士	弁護士及び事業会社の社外監査役等として、豊富な知識と経験並びに幅広い見識を有しており、客観的、積極的かつ公正に職務を遂行しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断して、独立役員に選任いたしました。
神山敏蔵	○	公認会計士 税理士 神山敏蔵公認会計事務所代表 税理士法人神山会計代表社員 株式会社エーティーエルシステムズ監査役 あると築地有限責任監査法人代表社員	公認会計士及び税理士並びに事業会社の監査役等としての豊富な知識と経験並びに幅広い見識をもって、適切な助言を受けております。 加えて取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に貢献しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断して、独立役員に選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入
---	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）に対して、業績連動型の期末報酬および中長期インセンティブとして、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。詳細については、下記「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご覧ください。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬のうち、基本報酬および期末報酬については、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を踏まえ、2020年3月27日開催の当社第18期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額500百万円以内(うち、社外取締役分は年額50百万円以内、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)としております。

有価証券報告書及び事業報告において開示されており、その内容は当社ホームページに掲載しております。

<https://www.pilot.co.jp/company/ir/>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役

(1) 報酬の構成

取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、固定報酬(以下、「基本報酬」という。)及び業績連動報酬により構成しております。

業績連動報酬は、金銭報酬(以下、「期末報酬」という。)と株式報酬で構成しております。

なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬のみとしております。

(2) 決定プロセス

取締役の報酬のうち、基本報酬については、役員個々の職務と責任に応じて役員報酬基準表をもとに算出し、期末報酬及び株式報酬については、会社の業績を勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の諮問の上、取締役会の決議により決定しております。

※指名・報酬諮問委員会については、上記「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性」及びその補足説明をご覧ください。

(3) 業績連動報酬にかかる指標

業績連動報酬のうち期末報酬については連結経常利益等に連動し、株式報酬については連結売上高及び連結営業利益の会社業績と連動しております。当該指標は、各役員に対して連結経営全体への意識を持たせる目的で選定しております。

(4) 報酬の上限

取締役の報酬のうち、基本報酬および期末報酬については、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を踏まえ、2020年3月27日開催の当社第18期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額500百万円以内(うち、社外取締役分は年額50百万円以内、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)としており、株式報酬については、これとは別枠で、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を踏まえ、2021年3月30日開催の当社第19期定時株主総会において、10,000株に中期経営計画の対象となる事業年度の年数を乗じた株式数以内とご承認いただいております。

2. 監査役

(1) 報酬の構成

監査役の役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしております。

(2) 決定プロセス

監査役の報酬額については、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、監査役会の協議により決定しております。

(3) 報酬の上限

監査役の報酬については、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を踏まえ、2020年3月27日開催の当社第18期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額100百万円以内とご承認いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対する社内窓口は秘書室が担当し、取締役会に付議される事項について事前に資料を送付するとともに、必要に応じて説明を行っております。

また、社外監査役に対する窓口は常勤監査役が担当し、監査に必要な事項については事前に説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件	社長等退任日	任期
----	-------	------	---------	--------	----

			(常勤・非常勤、報酬有無等)		
渡辺 広基	会長執行役員	全般統括	常勤・報酬有	2021/03/30	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 [更新](#)

1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社制度を採用しております。株主をはじめとするステークホルダーのために有効なコーポレート・ガバナンスを実現するため、以下の体制を構築し、維持しております。

1. 取締役会

取締役会は社外取締役3名を含む7名で構成され、定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、当社の経営の基本方針その他重要事項等の審議、決定を行うとともに、執行役員による職務執行を含め経営全般に対する監督を行っております。また、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

2. 監査役会

監査役会は社外監査役2名を含む4名で構成され、そのうち2名は常勤監査役です。各監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、業務や財産の状況の調査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等を通じて、取締役の職務執行及び内部統制システムに関わる監査を行っております。

3. 指名・報酬諮問委員会

指名・報酬諮問委員会は取締役会の任意の諮問機関であり、取締役会が選定する3名以上の取締役で構成されております。委員の過半数は独立社外取締役であり、委員長は委員会の決議により決定されます。

取締役候補者の選定や報酬等、取締役会から諮問を受けた事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

4. 会計監査人

当社は会計監査人としてアーク有限責任監査法人を選任し、会計監査を受けております。

5. 業務執行体制

執行役員制度

経営の監督と執行を分離するために執行役員制度を採用し、迅速な業務執行を図っております。

経営執行会議

業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、執行役員を兼務する取締役と、業務執行を担当する執行役員を構成員とする経営執行会議を設置し、効率的な意思決定を行っております。

内部統制室

グループ全体の内部統制の有効性と効率性を監査するために、取締役会直属の当社社内組織として、内部統制室を設置しております。

部長会

執行役員を兼務する取締役と執行役員、各部門責任者が出席して、経営全般にわたる必要事項の連絡・意見調整及び状況・課題認識の共有化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社制度を採用しております。株主をはじめとするステークホルダーのために有効なコーポレート・ガバナンスを実現するため、取締役会に加え、執行役員を兼務する取締役と、業務を担当する執行役員を構成員とする経営執行会議を設置し、効率的な意思決定を行っております。

また、当社は、取締役会並びに監査役会、内部統制室及び会計監査人の連携により、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の維持、強化に向けて、現在の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、招集通知を法定期日前に発送しております。 また、招集通知発送日の前営業日には、東京証券取引所及び当社ホームページに掲載して公表し、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるように努めております。 https://www.pilot.co.jp/company/ir/
電磁的方法による議決権の行使	当社は、第18期定時株主総会（2020年3月27日開催）より電磁的方法による議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、第18期定時株主総会（2020年3月27日開催）より機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社は、招集通知の英訳版を作成し、招集通知発送日の前営業日に東京証券取引所及び当社ホームページに掲載して公表し、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるように努めております。 https://www.pilot.co.jp/company/ir/

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーは、当社ホームページに掲載しております。 https://www.pilot.co.jp/company/ir/	
IR資料のホームページ掲載	決算短信、招集通知、英文招集通知、四半期報告書、有価証券報告書、その他適時開示資料、株主通信、Annual Report（株主通信英語抄訳）、会社案内、英文会社案内等は、当社ホームページに掲載しております。 https://www.pilot.co.jp/company/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報部、総務部	
その他	機関投資家等からの問合せに対し、期間を限定した上で個別ミーティングを実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業活動が地球環境に及ぼす影響を考慮したうえで、「環境指針」を定め、環境に配慮した製品開発、リサイクルへの取り組み、環境マネジメントシステムの構築・運用等、さまざまな環境保全活動に取り組んでいます。 又、事業活動を通じて、企業価値の向上を追求し、持続可能な社会の発展に貢献することが企業の社会的責任であると考えています。その事業活動にあたっては、地球環境にやさしく、人々が安心して暮らすことができる社会が前提となって初めて成り立つものであると認識し、環境及び社会の維持・改善に向けて継続的に取り組んでまいります。 環境への取り組み、社会への取り組みは、当社ホームページに掲載しております。 https://www.pilot.co.jp/company/ir/ 2015年1月平塚事業所（神奈川県平塚市）の敷地内に、「蒔絵工房 NAMIKI」を開設し、蒔絵万年筆や当社歴代ポスター等、漆芸品を中心に約100点の資料を展示しております。（入場無料、要予約 TEL:0463-35-7069）

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した基本方針は、当社ホームページ(<https://www.pilot.co.jp/company/i>)に掲載のとおりですが、その概要は次のとおりです。

なお、本決議事項は、経営環境の変化等に対応して、継続的に見直しを実施するものとしております。(2017年7月24日開催の取締役会決議により、内容を改定しております。)

1. 取締役、執行役員及びその他の使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役、執行役員及びその他の使用人は、当社の定める「コンプライアンス基本規程」及び「パイロットグループ行動規範」に従い、高い倫理観をもって、コンプライアンスの推進に取組みを行い、内部統制部門及び総務部は連携してコンプライアンスの状況を監査します。

また、当社はコンプライアンスの問題を早期に発見するため、当社の定める「社内通報制度」を適切に運用します。

2. 取締役、執行役員及びその他の使用人の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、適用法令及び社内規程に従って適正に行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社内規程並びに付帯する細則及びマニュアルに従い、経営上の重要事項に係るリスクに対応します。

また、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応は、総務部担当執行役員の指示に従い、総務部が行います。

4. 取締役、執行役員及びその他の使用人の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の監督と執行を分離するために執行役員制度を採用し、迅速な業務執行を図ります。

また、執行役員は、取締役会及び代表取締役社長から業務執行の統括権限を委任された社長執行役員の指示・命令のもと誠実・忠実かつ効率的な業務執行を行います。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社の事業に関して責任を負う当社の取締役又は執行役員に、当社が定める「コンプライアンス基本規程」、「パイロットグループ行動規範」及び「経営リスク管理規程」に基づきコンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えます。

(2) 子会社は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制は、当社が定める「経営リスク管理規程」を参考に構築し、各子会社が現地法令及び在外子会社を取り巻く環境に配慮して経営リスクに対処します。

また、子会社に損失の危険が生じた際は、「パイロットグループ会社管理規程」に従い、子会社からの報告を義務付けます。

(3) 当社は、子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、当社の経営理念、経営の基本方針及び経営計画等をグループで共有化し、各子会社は目標を定めます。当社の取締役会及び経営執行会議は、これらの進捗状況を定期的に評価し、改善の促進を内容とした、全社的な効率化が実現できるシステムを構築します。

(4) 当社は、子会社の取締役等の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、グループ全体に適用される「パイロットグループ会社管理規程」、「コンプライアンス基本規程」及び「パイロットグループ行動規範」において、法令の遵守はもとより重要な社内規則等の趣旨を理解し、コンプライアンスに基づく経営を遂行することを子会社に周知するよう努めます。

(5) 内部統制部門は、本内部統制基本方針に従い、関係部門と連携して、子会社の内部統制の実効性を高めるために必要な指導・支援を行います。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、監査役の職務を補助すべき使用人の、取締役及び執行役員等からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合、社内規程に従い、監査役との協議を行い、同意を得た上で取締役会において決定します。

また、当該使用人は、取締役及び執行役員等からその職務の内容に関する指揮命令を受けません。

7. 取締役、執行役員及びその他の使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及びその他使用人は、監査役に対して、法定の事項、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスの状況等の内容を、速やかに報告します。

また、子会社の取締役、執行役員及びその他の使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、子会社に重大な影響を及ぼす事項を報告します。

8. 監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会と代表取締役をはじめとする取締役との間で、必要に応じて意見交換会を設定します。

また、社外監査役への必要な情報提供とその独立性に配慮します。

9. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

当社は、当社の定める「パイロットグループ会社経理規程」に従い、金融商品取引法及びその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を整備します。

10. 反社会的勢力の排除に向けた体制の整備

当社は、反社会的勢力と関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方(基本方針)

当社は、前項10.に記載のとおり、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその他の団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関わりを持たないことを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいづれの反社会勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には毅然とした姿勢で組織的に対応し、一切関わらない事を「パイロットグループ行動規範」に定めております。

(2) 当社は、総務部を反社会的勢力対応統括部署とし、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟するとともに、所轄警察署と定期的な情報交換を実施する等、反社会的勢力に関する情報収集を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

1. 基本方針

当社は、当社の企業価値の源泉が、当社グループが永年にわたって培ってきた経営資源に存することに鑑み、特定の者又はグループが当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、このような当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者又はグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための仕組み

当社は、2008年3月28日開催の当社第6期定時株主総会において、株主の皆様に、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」をご承認いただいてこれを導入し、その後、2017年3月30日開催の当社第15期定時株主総会において継続のご承認をいただきました。当社は、2020年2月12日開催の当社取締役会決議に基づき、これを更新することを決定し、2020年3月27日開催の当社第18期定時株主総会において、承認ご決議をいただいております。

詳細につきましては、当社ホームページに掲載の2020年2月12日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご覧ください。

（参考URL <https://www.pilot.co.jp/company/ir/>）

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

1. 当社は、当社グループ会社を横断的に統括するために経営企画室、経理部に専門の管理部署を設置し、当社グループにおける決算情報を含む重要情報を一元的に集約・管理する体制を構築いたしております。

適時開示担当部門である総務部は、人事部、経営企画室、経理部並びにその他社内関係部門と連携しつつ、必要に応じて社外の専門家に事前の相談を行った上、当社グループにおける決定事実・発生事実が、東京証券取引所の定める適時開示規則による開示事項に該当するかどうかを確認するとともに、該当しない情報についても、投資家の投資判断に資すること大であると判断した場合には、積極的な情報開示を行います。また、情報取扱責任者を適時開示担当部門管掌取締役とし、適時開示における責任者として最終判断を行っております。

2. 情報の適時開示にあたっては、適正性と公平性を確保するために、東京証券取引所の提供する情報開示システムであるTDnetを通じて開示を行うとともに、遅滞なく当社ホームページに掲載し、幅広い周知に努めております。

また、必要に応じて記者クラブにおいて記者会見を行う等、情報提供の正確性と適正性の向上を図っております。

